

平成26年第2回八峰町議会臨時会会議録

平成26年5月1日（木曜日）

議事日程第1号

平成26年5月1日（木曜日）午前10時開会

- 第1 仮議席の指定
 - 第2 選挙第1号 議長の選挙
 - 第3 議席の指定
 - 第4 会議録署名議員の指名
 - 第5 会期の決定
 - 第6 選挙第2号 副議長の選挙
 - 第7 発議第4号 八峰町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
 - 第8 選任第1号 常任委員会委員の選任について
 - 第9 常任委員会の委員長及び副委員長の互選結果の報告について
 - 第10 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について
 - 第11 議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選結果の報告について
 - 第12 選任第3号 議会広報編集委員会委員の選任について
 - 第13 議会広報編集委員会の委員長及び副委員長の互選結果の報告について
 - 第14 選挙第3号 能代山本広域市町村圏組合議会議員の選挙
 - 第15 選挙第4号 能代市山本郡養護老人ホーム組合議会議員の選挙
 - 第16 選挙第5号 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
 - 第17 選挙第6号 八峰町選挙管理委員及び同補充員の選挙
- 諸般の報告（行政報告等）
- 第18 議案第53号 専決処分事項の報告について（八峰町税条例の一部を改正する条例制定について）
 - 第19 議案第54号 専決処分事項の報告について（八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について）
 - 第20 議案第55号 専決処分事項の報告について（平成25年度八峰町一般会計補正予算（第11号））

- 第21 議案第56号 専決処分事項の報告について（平成25年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第2号））
- 第22 議案第57号 専決処分事項の報告について（平成25年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第6号））
- 第23 議案第58号 物品の取得について
- 第24 議案第59号 工事請負契約の締結について
- 第25 議案第60号 八峰町監査委員の選任について
- 第26 議案第61号 八峰町監査委員の選任について
- 第27 議案第62号 八峰町教育委員会委員の任命について
- 第28 議案第63号 八峰町教育委員会委員の任命について

出席議員（12人）

1番 鈴木一彦	2番 笠原吉範	3番 水木壽保
4番 須藤正人	5番 腰山良悦	6番 柴田正高
7番 皆川鉄也	8番 嶋津宣美	9番 菊地薫
10番 山本優人	11番 門脇直樹	12番 芦崎達美

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長	加藤和夫	副町長	伊藤進
教育長	千葉良一	総務課長	田村正
会計課長	川尻悦子	企画財政課長	須藤徳雄
町民生活課長	金平公明	福祉保健課長	大高伸一
管財課長	佐々木充	税務課長	田村功
教育次長	小林孝一	生涯学習課長	金田千秋
産業振興課長	工藤金悦	農林振興課長	佐々木喜兵衛
建設課長	田村博	幼児保育課長	日沼正明
農業委員会事務局長	米森博孝	学校給食センター所長	木村学
あきた白神体験センター所長	佐藤博孝		

議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木久明 書記 船山厚子
書記 吉元和歌子

午前10時00分 開 会

○局長（鈴木久明君） 始めさせていただきます。

皆様、おはようございます。議会事務局長の鈴木でございます。

本臨時会は八峰町長及び八峰町議会議員一般選挙後初めての議会であります。

地方自治法第107条の規定により、議長が選挙されるまでの間は出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の腰山良悦議員をご紹介いたします。腰山議員、よろしく願いたします。

○臨時議長（腰山良悦君） ただいま紹介いただきました腰山良悦でございます。地方自治法の規定によって臨時に議長の職務を行いますのでよろしく願いたします。

ただいまから、平成26年第2回八峰町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員数は12名です。本日の会議を開きます。

日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席はただいま着席の議席とします。

日程第2、選挙第1号、議長の選挙を議題とします。朗読させます。鈴木議会事務局長。

○局長（鈴木久明君） 朗読の前に皆様をお願いします。お手元の議案の中の、八峰町議会臨時議長と書かれている隣の空白部分ですね、ここに腰山良悦と書いていただきます。

また、議長が選出された時は、その、選出された者の指名という所に、八峰町議会議長だれそれと記入してくださるようお願いいたします。

それでは、選挙第1号、議長の選挙について。

地方自治法第103条第1項の規定により八峰町議会議長を選挙する。

平成26年5月1日提出

八峰町議会臨時議長 腰山良悦

○臨時議長（腰山良悦君） この選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

ただいまの出席議員数は12名であります。次に立会人を指名します。

八峰町議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番門脇直樹君、2番笠原吉範君、3番水木壽保君の3名を指名します。

投票用紙を配ります。念のために申しあげますが、投票は単記無記名です。

帳票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

○臨時議長（腰山良悦君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長（腰山良悦君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。門脇直樹君、笠原吉範君、水木壽保君の3名は開票の立合いをお願いいたします。

それでは、選挙の結果を報告します。投票総数12票。有効投票12票。無効投票0票。有効投票のうち柴田正高君5票、芦崎達美君7票。以上のおりであります。この選挙の法定得票数は3票です。従って芦崎達美君が議長に当選されました。議案の選挙された者の指名の隣の空白部分に、芦崎達美とご記入ください。議場の出入り口を開きます。

ただいま議長に当選されました芦崎達美君が議長におられます。八峰町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知します。当選された芦崎達美君より、就任のご挨拶をお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） ただいま皆さん方より、心温まるご支持を頂きまして、議長に就任いたしました。この場を借りて厚く御礼を申し上げます。先般も申し上げましたが、今まで4年間、議長の補佐として一生懸命尽くしてまいりました。そして、それらの経験を踏まえながらこれからまい進してまいりたいと思います。よく、議会と執行部とは車の両輪ごとくと言われますが、私はそれもそうでしょうか、時には二輪が一輪になるときもあろうかと思えます。しかしながら作業する中でその一輪を二輪に修復するのも議長の役目かなあ、このように考えております。いずれにいたしましても、前須藤議長の今までの行動、姿に恥じなく、そしてまた加藤町長が掲げておる前進八峰、それに少しでも応援できたらなど、今そのように思っております。どうか任期4年間、皆さん方のご協力を得ますことを心からお願いを申し上げまして就任の挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

○臨時議長（腰山良悦君） 私の臨時議長としての役目を終わらせていただきます。ご協

力ありがとうございました。芦崎議長、議長席にお付き願います。12番議員は4番の席に移動願います。どうもありがとうございました。

○議長（芦崎達美君） それでは、これより議事を進めます。

日程第3、議席の指定を行います。議席につきましては4月25日に開催した議員懇談会での申し合わせにより、ただいま着席のとおり指定することといたします。また、同じく申し合わせにより、議長席を12番、副議長席を11番とします。

日程第4、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、八峰町会議規則第124条の規定により、4番須藤正人君、5番腰山良悦君、6番柴田正高君の3名を指名します。

日程第5、会期の決定を議題とします。本臨時会の会期は本日限りとしたいと思いません。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第6、選挙第2号、副議長の選挙を行います。この選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

ただいまの出席議員数は12人です。次に立会人を指名します。

八峰町議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に7番皆川鉄也君、8番嶋津宣美君、9番菊地薫君の3名を指名します。

投票用紙を配ります。念のために申しあげます。投票は単記無記名です。投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。先程指名した3名の方は開票の立合いをお願いいたします。

選挙の結果を報告します。投票総数12票。有効投票12票。無効投票0。

有効投票のうち門脇直樹君12票。以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は

3票です。従って門脇直樹君が副議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。

ただいま副議長に当選されました門脇直樹君が議場におられます。ただいまの副議長選挙において、副議長に当選されましたことを八峰町議会会議規則第33条第2項の規定により告知します。門脇直樹君より、副議長就任の挨拶をお願いいたします。

○副議長（門脇直樹君） 満票のご支持、ありがとうございます。先日の北羽新報の候補者アンケートの好きな言葉の欄に、「錐刀を以て泰山を墮つ」という言葉を書きました。これは、錐刀というのは錐のような細い刀という意味であります。錐のような細い刀で大きな山を切り崩す、いわば微弱な力で大きなものに立ち向かうという意味であります。そういった精神を忘れずに、副議長職であっても一議員であることを念頭に、芦崎新議長を補佐しながら議会の円滑な運営に協力してまいりたいと思います。どうか皆様のご支持をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（芦崎達美君） 新副議長は11番の席に、11番議員は1番の席に移動願います。

日程第7、発議第4号、八峰町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。議案の朗読と説明を局長にさせます。鈴木議会事務局長。

○局長（鈴木久明君） それでは、私の方から発議第4号を朗読させていただきます。

発議第4号

平成26年5月1日

八峰町議会議長 芦崎達美 様

提出者	八峰町議会議員	鈴木 一彦
賛成者	同上	笠原 吉範
〃	〃	腰山 良悦
〃	〃	柴田 正高
〃	〃	嶋津 宣美

八峰町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び八峰町議会会議規則第14条の規定に基づき、八峰町議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由でございます。

平成25年12月議会定例会において、八峰町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例が可決され、今般の議会議員の選挙で議員定数が14人から12人になったことから、地方自治法109条の規定に基づき、常任委員会委員の定数を変更する必要があるため、

条例改正するものであります。

八峰町議会委員会条例の一部を改正する条例

八峰町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 総務民生常任委員会 6人

総務民生常任委員会の所管事項は、総務課、企画財政課、会計課、管財課、税務課、福祉保健課、町民生活課、幼児保育課、町営診療所及び議会事務局の所管に属する事項並びに他の委員会の所管に属しない事項

(2) 教育産業建設常任委員会 6人

教育産業建設常任委員会の所管事項は、農業委員会、建設課、産業振興課、農林振興課及び教育委員会の所管に属する事項

第2条第3号を削る。

附則といたしまして、この条例は平成26年5月1日から施行するものであります。

以上です。

○議長（芦崎達美君） 質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので討論を終わります。

これより発議第4号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第8、選任第1号、常任委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、八峰町議会委員条例第5条第1項の規定により、当職により指名したいと思いますがご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員の選任については当職より指名します。

総務民生常任委員会委員には、5番腰山良悦君、6番柴田正高君、7番皆川鉄也君、8番嶋津宣美君、9番菊地薫君、12番芦崎達美の6名を、教育産業建設常任委員会委員には、1番鈴木一彦君、2番笠原吉範君、3番水木壽保君、4番須藤正人君、10番山本優人君、11番門脇直樹君の6名をそれぞれ選任したいと思いますがご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員には、ただいま指名のとおり選任することに決定いたしました。各常任委員会においては、八峰町議会委員会条例第6条第1項及び同条第2項の規定により、委員長及び副委員長それぞれ1名を互選願います。暫時休憩いたします。

午前10時32分 休 憩

午前10時32分 再 開

- 議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9、常任委員会の委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを議題とします。手元に各常任委員会の正副委員長の互選の結果が届いておりますので、事務局長に報告させます。鈴木議会事務局長。

- 局長（鈴木久明君） はい、ご報告いたします。総務民生常任委員会委員長には菊地薫議員、同副委員長には皆川鉄也議員が、教育産業建設常任委員会委員長には山本優人議員、同副委員長には水木壽保議員が互選されました。以上でございます。

- 議長（芦崎達美君） 各正副委員長におかれましては、それぞれの委員会において存分にご活躍くださいますようご期待いたします。

日程第10、選任第2号、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、八峰町議会委員会条例第5条第1項の規定により、当職より指名したいと思いますがご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員の選任については当職より指名いたします。

議会運営委員会委員には、1番鈴木一彦君、2番笠原吉範君、5番腰山良悦君、6番柴田正高君、8番嶋津宣美君の5名を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員にはただいま指名のとおり選任することに決定しました。

八峰町議員委員会条例第6条第1項及び同条第2項の規定により、議会運営委員会の委員長及び副委員長それぞれ1名互選願います。暫時休憩いたします。

午前10時34分 休 憩

.....
午前10時34分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11、議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを議題とします。手元に議会運営委員会の正副委員長の互選の結果が届いておりますので、事務局長に報告させます。鈴木議会事務局長。

○局長（鈴木久明君） はい、ご報告いたします。議会運営委員会委員長には、鈴木一彦議員、同副委員長には嶋津宣美議員が互選されました。以上でございます。

○議長（芦崎達美君） ただいま議会運営委員会の正副委員長の互選結果が報告されましたが正副委員長におかれましては、円滑な議会運営にご尽力くださいますようお願いいたします。

日程第12、選任第3号、議会広報編集委員会委員の選任についてを議題といたします。お諮りします。議会広報編集委員会委員の選任については、議会広報発行規定第3条第2項の規定により、当職より指名したいと思いますがご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報編集委員会委員の選任については当職より指名いたします。

議会広報編集委員会には、2番笠原吉範君、3番水木壽保君、8番嶋津宣美君、10番山本優人君、11番門脇直樹君の5名を、指名したいと思いますがご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報編集委員会委員には、ただいま指名のとおり選任することに決定いたしました。八峰町議会広報発行規定第4条第1項及び同条第2項の規定により、議会広報編集委員会の委員長及び副委員長それぞれ1名を互選願います。暫時休憩いたします。

午前10時37分 休 憩

.....
午前10時37分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13、議会広報編集委員会の委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを議題とします。手元に議会広報編集委員会の正副委員長の互選の結果が届いておりますので、事務局長に報告させます。鈴木議会事務局長。

○局長（鈴木久明君） はい、ご報告いたします。議会広報編集委員会委員長には門脇直樹議員、同副委員長には嶋津宣美議員が互選されました。以上でございます。

○議長（芦崎達美君） 正副委員長におかれましては、議会だよりの編集と議会の広報活動にご活躍くださいますようご期待いたします。

日程第14、選挙第3号、能代山本広域市町村圏組合議会議員の選挙、日程第15、選挙第4号、能代市山本郡養護老人ホーム組合議会議員の選挙の2件は、いずれも各組合議会の出向議員に関する件であります。お諮りします。選挙第3号及び選挙第4号については一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、選挙第3号及び選挙第4号は、一括して議題とすることに決定しました。議案の朗読を省略します。お諮りします。それぞれの組合議会の出向議員の選挙の方法は、地方自治法第118号第2項の規定によって指名推薦にしたいと思いますがご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、各組合出向議員の選挙は指名推薦で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますがご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、指名の方法については議長が指名することに決しました。お諮りします。能代山本広域市町村圏組合議会議員に、1番鈴木一彦君、5番腰山良悦君を、能代市山本郡養護老人ホーム組合議会議員に、7番皆川鉄也君を指名したいと思いますがご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま当職が指名した1番鈴木一彦君、5番腰山良悦君を能代山本広域市町村圏組合議会議員の当選人に、7番皆川鉄也君を能代市山本郡養護老人ホーム組合議会議員の当選人にすることに決定しました。ただいま、選任されました議員の皆さんにおかれましては、それぞれの組合議会において存分にご活躍されるようご期待申し上げます。

日程第16、選挙第5号、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を議題とします。説明させます。鈴木議会事務局長。

○局長（鈴木久明君） はい、ご説明いたします。秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙につきましては、発足当初、市町村一斉選挙方式だったため、選挙事務が煩雑となっていたことや、議員が選出されていない市町村もあることから、平成21年4月にこの規約の一部を改正いたしました。これにより選挙方法については、各市町村議会において当該市町村の長及び議員のうちから1人を地方自治法第118条の例により投票または指名推薦により選出する市町村単独選挙方式とし、定数についても県内全市町村から選出できるように25人に改善されたところであります。また、当該広域連合議員の任期は同規約第9条で関係市町村の長又は議会の議員としての任期によると規定されていることから、新たに選出する必要があるため、本日もご提案するものであります。

○議長（芦崎達美君） お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にしたいと思いますがご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。お諮りします。秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員については、先日の議員懇談会において議長を指名し当選人とすることとしましたが、これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員には当職が指名され、その当選人となることに決定しました。

日程第17、選挙第6号、八峰町選挙管理委員及び同補充員の選挙を議題とします。議案の朗読を省略します。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にしたいと思いますがご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法は議長が指名したいと思いますがお異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、選挙管理委員会には、工藤俊和さん、武田ムツ子さん、下坂順子さん、小林金則さん、以上4名の方を指名します。お諮りします。ただいま指名した4名の方を八峰町選挙管理委員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました工藤俊和さん、武田ムツ子さん、下坂順子さん、小林金則さんが八峰町選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員を指名します。第1順位加賀洋子さん、第2順位、米森吉清さん、第3順位山本友文さん、第4順位若狭幸江さん、以上4名の方を指名します。お諮りします。ただいま指名した4名の方を八峰町選挙管理委員補充員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました第1順位加賀洋子さん、第2順位米森吉清さん、第3順位山本友文さん、第4順位若狭幸江さんが八峰町選挙管理委員補充員に当選されました。休憩いたします。10時53分から再開します。

午前10時45分 休 憩

.....
午前10時53分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。加藤町長より発言を求められておりますので、これを許します。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆様、おはようございます。農作業も本格的に始まり、桜も見頃を迎え、春本番を感じる過ごしやすい季節となりました。

さて、本日、改選後の初議会となる平成26年第2回八峰町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはお忙しいところご出席をいただき、誠に有難うございます。

まずは、去る4月20日に執行された八峰町議会議員選挙において、町民の信頼と期待を受け、めでたくご当選されました議員の皆様に対し、改めて心からお祝いを申し上げます。おめでとうございます。また、このたびの八峰町長選挙において、町民の皆様はじめ、各方面からの暖かいご支援を賜り、不肖私も、無投票当選の栄に浴し、八峰町長として3期目の町政を担当させていただくことになりました。

平成18年に八峰町が誕生し、2期8年間、八峰町総合振興計画の将来像「白神の自然と人とで創るやすらぎのまち」づくりに、そして持続発展が可能なまちづくりに向かって、全力を挙げて参りました。お陰様で、この4年間は、総合振興計画を基に様々な事業や施策を実施しながら着実に町づくりを進めることが出来たものと思っております。菌床椎茸栽培の再構築やアワビ陸上養殖会社の誘致、ポンポコ山公園の整備、住宅リフォーム支援等農林漁業や観光、商工業の振興に力を注いでまいりました。

また、全町にわたる下水道・高速通信網・道路の整備、防災対策の強化等、生活基盤の整備も進めてまいりました。

心と体の健康づくりやワンコイン検診、予防接種助成など保健福祉の充実も図ってまいりました。

学力・体力向上はじめ、外国語指導支援員の配置、ICT教育等、全般にわたり多くの課題を実践してまいりました。その成果は、今後も継続してまいる所存であります。

さて、八峰町は、早くも来年10年目という大事な節目を迎えます。

合併による10年間の特例措置が終了し、11年目から地方交付税が段階的に縮小されることとなります。併せて、一段と進む人口減少、少子高齢化の現状を念頭に入れ、来年度までには誕生以来10年の歩みを総括して、その先10年の展望を町民の皆様と描いていきたいと考えております。

これからの4年間は、わが町の基幹産業である農林漁業や観光、そして商工業の振興による雇用確保を軸にしながら生活基盤の整備、福祉の充実、教育環境の整備等を主要課題に取り組むと共に、それを裏打ちする行財政基盤を確立していくことが私に課せられた責務と心得て誠心誠意、努力してまいる覚悟であります。

議員の皆様方には、更なる八峰町前進ため、様々な角度からご提言を頂き、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

それでは、今臨時会に提案している議案の概要についてご説明いたします。

議案第 53 号「専決処分事項の報告について」は、「八峰町税条例の一部を改正する条例制定について」の専決処分報告で、地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴う改正であります。

議案第 54 号「専決処分事項の報告について」は、「八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」の専決処分報告で、地方税法施行令の一部改正に伴う改正であります。

議案第 55 号「専決処分事項の報告について」は、平成 25 年度八峰町一般会計補正予算（第 11 号）の専決処分報告で、既定額から 9,517 万 2 千円を減額して、歳入歳出予算の総額を 65 億 1,082 万 5 千円とするもので、歳入の主なもの、譲与税や各種交付金、県支出金、起債などの確定に伴う補正で、歳出については、事業確定に伴う負担金や補助金、事業費などの減額となっております。

議案第 56 号「専決処分事項の報告について」は、平成 25 年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第 2 号）の専決処分報告で、既定額に 329 万 1 千円を追加して、歳入歳出予算の総額を 1,059 万 5 千円とするもので、歳出の主なもの、立木売り払い収入の関係地区交付金などとなっております。

議案第 57 号「専決処分事項の報告について」は、平成 25 年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第 6 号）の専決処分報告で、既定額から 410 万円を減額して、歳入歳出予算の総額を 6 億 6,427 万 7 千円とするもので、事業費確定による八森地区施設改良工事費の減額と、これに伴う起債の減額となっております。

議案第 58 号「物品の取得について」は、八森地区統合子ども園の幼児専用バス 2 台の購入契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第 59 号「工事請負契約の締結について」は、八森地区統合子ども園外構工事の契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第 60 号「八峰町監査委員の選任について」は、現委員である日沼照美氏が平成 26 年 5 月 15 日で任期満了となることから、引き続き八峰町監査委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

議案第 61 号「八峰町監査委員の選任について」は、任期満了となっている議員のうちから選任する八峰町監査委員について、柴田正高氏を選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

議案第 62 号「八峰町教育委員会委員の任命について」は、現委員である千葉良一氏が 5 月 16 日で任期満了となることから、引き続き八峰町教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

議案第 63 号「八峰町教育委員会委員の任命について」は、現委員である皆川昭夫氏が 5 月 16 日で任期満了となることから、新たに阿部昌子氏を八峰町教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

以上、今議会臨時会の議案は 11 件であります。詳細については、各議案提案の際に説明させますので、よろしくご審議のうえ、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。以上であります。

○議長（芦崎達美君） 議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

日程第 18、議案第 53 号、専決処分事項の報告について（八峰町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。当局の説明を求めます。

○税務課長（田村 功君） はい、議長。

○議長（芦崎達美君） 田村税務課長。

○税務課長（田村 功君） 議案第 53 号、専決処分事項の報告についてご説明いたします。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、八峰町税条例の一部を改正する条例を定めることについて別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。

平成 26 年 5 月 1 日提出

八峰町長 加藤 和夫

専決処分第 1 号

専 決 処 分 書

八峰町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

平成 26 年 3 月 31 日

八峰町長 加藤 和夫

八峰町税条例の一部を改正する条例。八峰町税条例の一部を次のように改正する。以下に条例改正の条文がありますけれども、わかりづらいので税務課資料1の方でご説明いたします。

八峰町税条例の一部改正の内容。今回専決処分されましたのは、地方税法の一部を改正する法律及び政令等が3月31日に公布され、4月1日から施行されることによるものです。以下にその内容をまとめてあります。

条例附則第4条、住宅の買換えで生じた譲渡損失に対しての税負担軽減措置を規定したものでございますけれども、これが2年延長になりましたが、この条例の内容については税法等で規定されていることから、条例の規定から削除されたものでございます。

第4条の2、第4条の3についても同じく税法等で規定されているということで、条例の規定から削除されております。

第6条の関係でございます。これは肉用牛の売却による農業所得の課税免除の規定を書いておりますけれども、条例では平成27年度までというふうになっておりますけれども、この適用期限を3年延長して平成30年度までと改正されております。

それから第8条の2の関係でございます。固定資産税償却資産の関係でございますけれども、課税標準の特例措置を定めたものでございます。今回の法令改正によりまして、特定の公害防止設備に係る課税標準の特例措置の見直しと適用期限の2年延長が行われております。3つありまして、1つは、工場や事業所の汚水・廃液処理の設備については課税標準を3分の1にするというものであります。2つ目は大気汚染防止法の指定物質飛散抑制設備、例をあげますと塩素系の溶剤を使用するドライクリーニング機についての処理装置でございます。これを課税標準を2分の1にするというものです。3つ目は土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制設備、例をあげますと、フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機についての処理装置ということで、これの課税標準を2分の1にするというふうなものです。それから、環境に優しいフロンを使わないノンフロン機器、業務用でありますけれども、これについての課税標準の特例措置が新たに創設されました。内容は自然冷媒を利用した業務用の冷凍・冷蔵機器、例をあげますと、CO₂冷媒のショーケース、あるいは空気冷媒の冷凍システムでありますけれども、これが取得の日から3年度分について課税標準を4分の3にするというものでございます。

それから第8条の3でございます。住宅以外の建築物の耐震改修の促進を目的として改正されております。耐震改修促進法に基づいて耐震診断を義務付けられた大規模な建

物、病院や店舗棟でございますけども、これらが国の補助を受けて耐震改修工事を実施した場合に翌年度から2年間の固定資産税を2分の1減額するというふうな内容が創設されております。

それから第15条の2の関係でございます。優良宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例があります。軽減税率があります。点線の枠で囲んでありますけども、課税長期譲渡所得金額のうち2千万以下の金額について、通常はまあ所得税住民税あわせて20パーセントであるわけですけれども、それが14パーセントに軽減されると。こういう措置はですね、3年間延長して29年度までということで改正されております。

それから第19条の関係でございます。公益法人制度改革が平成20年12月に施行されております。これで従来の社団法人に代えて公益社団法人と一般社団法人の類型が設けられております。旧民法法人については、5年間の移行期間中は特例民法法人として平成25年11月30日までは存続できまして、それまで非課税の適用を受けてきた施設については、平成25年度までは引き続き非課税とする措置が講じられてきたところでございます。今回この移行期間が終了しまして、それに伴い条例の規制を改正するものでございます。

それから第19条の2については、法改正に伴う引用条項のズレでございます。以上でございます。

○議長（芦崎達美君） これより、議案第53号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議ないようですので質疑終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので討論を終わります。これより議案第53号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって議案第53号は原案のとおり承認されました。

日程第 19、議案 54 号、専決処分事項の報告について、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。当局の説明を求めます。田村税務課長

○税務課長(田村 功君) 議案第 54 号、専決処分事項の報告についてご説明いたします。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。

平成 26 年 5 月 1 日提出

八峰町長 加藤 和夫

専決処分第 2 号

専 決 処 分 書

八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

平成 26 年 3 月 31 日

八峰町長 加藤 和夫

八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。八峰町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。以下の条例改正の条文がありますけれども、税務課資料の 2 で説明いたします。

八峰町国民健康保険税条例の一部改正の内容ということです。今回専決処分されたのは、地方税法施行令の一部を改正する政令が 3 月 31 日に公布されまして、4 月 1 日から施行されるものであります。以下にその内容をまとめてあります。

条例本則の第 4 条、これは課税額について規定しております。国民健康保険税額は基礎課税額医療分、それから後期高齢者支援金課税額、介護納付金課税額の合算額となっております。それぞれに限度額を規定しております。今回の法令改正によりまして課税限度額の変更が行われております。後期高齢者支援金等課税額の限度額が、今までは 14 万円でありましたけれども 16 万円、それから介護納付金課税額の限度額が 12 万円から 14 万円に改正されております。

それから第 20 条の関係でございますけれども、これは法令改正に伴う引用条項のズレでございます。

それから第 24 条でございます。これは、国民健康保険税の減額について規定しておりますけれども、低所得者に対する軽減措置ということで、世帯の所得に応じて均等割

と平等割が軽減される仕組みを規定されております。今回の法令改正では、低所得者に対する保険税の軽減の拡充を図るということで、具体的には5割・2割軽減の判定所得、基準額の算定方法を変更したものでございます。5割軽減基準額の算定においては、被保険者数に世帯主を含めるというふうにありました。改正前は世帯主を除く被保険者数、これを被保険者数に改めたものであります。それから、2割軽減基準額の算定において被保険者数の数に乗ずる金額を45万円に引き上げると。改正前は35万円でありました。

次のページをご覧ください。改正の内容ですね、左側に改正前、右側に改正後ということで図化してあります。上側の方の上段の方の改正後の点線の枠の中でございますけれども、①課税限度額を引き上げるということで、基礎課税額は51万円、これについては変わりありません。後期高齢者支援金等課税額が14万円から16万円になっております。介護納付金課税額は12万円から14万円になっております。これによりまして、所得の高い層の負担が少し増えることとなります。それから下の方の点線の枠で囲んであります②5割軽減・2割軽減の基準額を見直すという所でございますけれども、真ん中付近に5割軽減基準額の算定式が書いてあります。これが改正前は世帯主を除く被保険者数、これが改正後は被保険者数ということで、世帯主が国保に加入している場合であればですね、基準額が24万5千円上がるということになります。それから下の方に2割軽減基準額の算定式が書いてありますけれども、35万円が45万円に変わっております。これまでよりも一人当たりで10万円が基準額が上がるというふうなことになります。ということで、5割軽減・2割軽減の対象者が増えるということで、中間所得者層の負担に配慮した形の改正になっております。以上でございます。

- 議長(芦崎達美君) これより議案第54号について質疑を行います。質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。
- 7番(皆川鉄也君) 今回のこの度の改正で第4条関係でありますけれども、この改正によりますとどの程度の影響度が予想されますか。
- 議長(芦崎達美君) ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。田村税務課長。
- 税務課長(田村 功君) まだこの改正によるシュミレーションはできておりません。ですが、参考までにですね、昨年データでいいますと、昨年は医療分で最高額いって方は6世帯ありました。それから後期高齢者支援分の最高額いって方は40世帯、そして、介護の最高額いって方は28世帯というふうなことで、だいたいこれよりもまだ

ちょっと、シュミレーションしてないのでわからないんですけども、そんなに変わらないかと思います。ただ、軽減判定のほうについてはですね、7割軽減が去年は31パーセント、それから5割軽減が8パーセント、2割軽減が15パーセントということで、なんらかの軽減に該当している世帯は54パーセントということになっていますので、今回の改正ではこれよりもさらにまた増える、対象世帯が増えるというふうなことは予想されます。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 24条のところのですね、5割軽減のところの世帯主を今度含む訳ですけど、これ現実には世帯分離している家があるのかどうかということと、それを仮に世帯分離した場合はどういうふうな状況になるのかということをごちょっと教えてください。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田村税務課長。

○税務課長（田村 功君） 世帯分離されている世帯は結構あります。ですが、国保の場合はその世帯ごとの計算になりますので、世帯分離していればそれなりに分けて計算されることとなります。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので討論を終わります。これより議案第54号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって議案第54号は原案のとおり承認されました。

日程第20、議案第55号、専決処分事項の報告について。平成25年度八峰町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。当局の説明を求めます。伊藤副町長。

○副町長（伊藤 進君） それでは私の方から議案第55号についてご説明申し上げます。一般会計予算の専決処分でございます。

議案第55号

専決処分事項の報告について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 25 年度八峰町一般会計補正予算（第 11 号）を別紙のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。

平成 26 年 5 月 1 日提出

八峰町長 加藤 和夫

その次のページをご覧ください。

専決処分第 3 号

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次の通り専決処分する。

平成 26 年 3 月 31 日

八峰町長 加藤 和夫

そうということで、先ほど町長の報告にもありましたように、ほとんどが事業確定による専決処分でございます。私の方からそうということでほとんど減額でありますので、簡潔に説明して詳細の分については質疑の中で担当課長の方からお答えしたいと思います。

第 1 条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9,517 万 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 65 億 1,082 万 5 千円とするものであります。第 2 条には第 2 表の繰越明許費の補正があります。それから第 3 条では地方債の補正、第 3 条であります。

5 ページをご覧ください。第 2 表繰越明許費の補正ということで、11 款の災害復旧費 1 項農林水産業施設災害復旧費ということで町単農業農村整備事業で 45 万 3 千円の繰越明許であります。これは台風 18 号によります町単事業ですけれども、場所で行きますと大槻野から埜に行く所の奥の桑谷地というところなんですけれども、ちょっと雪が深くて冬期間やってないということで、繰越明許でやるというものであります。事業費の 2 分の 1、45 万 3 千円を繰越明許するというものであります。

それから、その次のページをご覧ください。6 ページ第 3 表地方債補正でありますけれども、それぞれ避難所施設誘導街路灯設置事業ほかここにありますが、事業確定に伴いましてそれぞれ限度額を減額するというものです。総額で 5,750 万の減額であ

ります。これにつきましては歳入の 15、16 ページにその中身が出てまいります、町債の方に出てまいりますのでそちらの方で説明いたします。

それでは 9 ページをご覧ください。まず歳入です。

1 款 1 項 1 目地方揮発油譲与税、24 万 4 千円減額いたしまして 1,475 万 6 千円とするものであります。これは地方揮発油譲与税であります。実績によるものであります。それから 2 款 2 項の 1 目、自動車重量譲与税ですけれども、54 万 3 千円を追加して 3,354 万 3 千円とするものであります。これも実績によるものであります。

それから次のページですが、3 款 1 項 1 目利子割交付金、12 万 1 千円を補正いたしまして 122 万 1 千円とするものであります。これも実績によります。それから 4 款 1 項 1 目、配当割交付金、114 万 6 千円の追加でありまして総額が 134 万 6 千円となります。これも実績です。それからその次の 5 款 1 項 1 目、株式等譲渡所得割交付金ですけれども、144 万 1 千円を追加いたしまして 150 万 1 千円とするものであります。これも実績によるものです。それから 6 款 1 項 1 目地方消費税交付金ですけれども、217 万 4 千円追加いたしまして 6,517 万 4 千円とするものであります。これも実績によるものです。それから 7 款 1 項 1 目ゴルフ場利用税交付金ですけれども、210 万 4 千円を追加いたしまして 610 万 4 千円とするものであります。これも実績です。それから 8 款 1 項 1 目自動車取得税交付金 285 万 4 千円を追加いたしまして 985 万 4 千円とするものであります。これも実績でございます。それから 9 款 1 項 1 目地方特例交付金 17 万 6 千円を追加いたしまして 117 万 6 千円とするものです。これは減収補てん特例交付金の増でございます。これも実績でございます。それから 11 款 1 項 1 目交通安全対策特例交付金、千円の減額でありまして 79 万 9 千円です。それから 15 款 2 項 1 目総務費県補助金ですけれども、事業確定に伴いまして 501 万 6 千円を減額いたしまして 4,020 万 6 千円とするものであります。これは総務管理費補助金ということで公共施設再生可能エネルギー等導入事業費補助金でございます。それから 18 款 2 項 2 目の雇用創出基金繰入金ですけれども、1,400 万減額いたしまして 600 万とするものであります。これは事業確定に伴うものでございます。それから自然再生基金繰入金 61 万 8 千円の減額であります。減額いたしまして 388 万 9 千円となります。これも事業確定によります。それから財源調整の繰越金ですけれども、2,831 万 2 千円減額いたしまして 2 億 3,423 万 3 千円とするものであります。これは前年度繰越金であります。その残ですけれども、この後の残ですけれども、1 億 8,222 万 5 千円ほどとなります。

それから先ほどの地方債保全のところでありました町債の関係ですけれども、21 款 1 目 1、総務債ということで 3,250 万の減額して 3 億 8,850 万とするものでございます。内訳につきましては、3 番の地域振興事業債、これはジオパーク推進協議会補助金でありますけれども、過疎債のソフト分ということで 1,290 万の減額であります。それから、4 節の集会施設建設事業債ですけれども、530 万の減額、それは中身としましては、樺台コミュニティセンター建設事業債ということで、事業ということでこれも過疎債の減額で 440 万、それから滝の間コミュニティー建設事業、これも過疎債ですけれども 90 万の減額です。それから 6 節の生活基盤整備事業債ですけれども 760 万の減額ですが、これは生活基盤整備事業の過疎ソフト分ですけれども、760 万の減額でございます。それから 7 節の再生可能エネルギー等の導入、事業債ですけれども 670 万の減額、内訳につきましては、太陽光発電設備及びソーラー街灯設置事業で 600 万円。それからソーラー街路灯設置事業、これは緊急防災減災債ですけれども、70 万円の減額であります。それから 2 目の民生債ですけれども、1,790 万の減額であります。これは八森地区統合子ども園建設事業債の減額、合併特例債であります。1,790 万円。それから 3 目の衛生費 700 万の減額であります。これにつきましては、南部清掃工場の基幹改良事業負担金の減額、合併特例債ですが、700 万でございます。それから 4 目の農林水産業債 290 万の追加であります。これは県営漁港等負担金であります。漁協事業負担金であります。これは過疎債ですが 290 万の追加でございます。それから 5 目の土木債 350 万の追加ですが、これの内訳につきましては、町道横内仲村線道路改良事業の過疎債が 360 万円、それから町道笹森線道路改良事業、これも過疎債ですけれども 10 万円の減額でございます。それから 6 目の消防債ですけれども 650 万円の減額であります。その内訳ですが一つ目は、広域組合消防施設整備事業負担金、過疎債ですが、240 万の減額、それから県総合防災システム整備事業負担金過疎債、これが 350 万円の減額、それから避難所非常用発電装置設置事業の、緊急防災債、減災債ですけれども 60 万の減額でございます。

次に歳出の方であります。

2 款 1 項 1 目一般管理費、50 万円の減額であります。これは備品購入費で庁用自動車ということで、入札差額分でございます。それから 6 目の企画費ですが、2,878 万 7 千円の減額であります。そのうちの委託料として 225 万 5 千円の減額、これは空き家管理システム導入の業務委託、それから再生可能エネルギー等導入工事設計委託業務等の事業確定に伴うものでございます。それから 15 節の工事請負費の 1,240 万 1 千円の減額

ですけれども、これも再生可能エネルギー等導入工事関係の事業確定によるものでございます。それから19節の負担金補助及び交付金ですけれども、1,416万1千円の減ですが、主なものは広域関係のものが1,318万3千円、広域の負担金の減額です。それから補助金として97万8千円の減額ですけれども、これは定住奨励金の分の事業確定による減額でございます。それから9目の自治振興費ですけれども348万6千円の減額であります。これにつきましては委託料として椿台コミュニティセンター建設工事設計管理業務委託ほか滝の間のコミュニティセンターの分、併せて144万7千円、それから15節の工事請負費203万9千円、これは椿台コミュニティセンターの建築工事の事業確定に伴うものであります。

それから次に19ページですが、3款2項2目民生費の子ども園費ですけれども、補正額は0円でありまして、これにつきましては財源変更をしたというものであります。それから、5款1項4目緊急雇用対策費1,400万の減額でございますが、これにつきましては八峰町雇用創出活動支援事業補助金が事業確定により減額するものであります。

それから6款2項2目林業振興費10万3千円の減額ですけれども、これは工事請負費、作業道産神台線の改良工事の事業確定によるものであります。それから林道整備費、これは652万2千円の減額ですが、これは主なものは手数料の210万円、委託料が22万9千円、それから工事請負費が241万6千円、主な大きい所はそういうところでございます。それから、その次の5目のオフセット・クレジット推進費ですけれども61万8千円の減額です。これJ-VERの分ですけれども事業確定によってそれぞれ旅費、需用費、役務費、負担金を減額するものでございます。

それから6款3項3目の漁港建設費ですけれども、これは金額の変更はありませんけれども財源変更するものであります。それから、これは一般財源を過疎債に変更というものであります。

それから7款1項2目の商工振興費400万の減額ですけれども、これは19節の負担金及び補助金ということで産業振興施設整備費補助金の減額であります。これも事業確定によります。それから3目の観光費280万の減額ですが、これにつきましては20周年記念事業費補助金の減額ということで、8月31日に予定しておりました白神音祭が中止になったことによる減額でございます。それから5目のハタハタ館管理費、327万5千円の減額ですが、その内訳ですけれども委託料が92万5千円、それから工事請負費が235万円の減額であります。これは事業完了によるものであります。それから9目

のジオパーク推進費、これは財源変更でありまして起債を減額して一般財源がそのまま増えてますけれども、実際には宝くじの助成金を充てておりますので町の持ち出しはないということです。

それから8款2項2目の道路新設改良費700万の減額であります。これにつきましては、町道笹森線の道路改良工事が200万円、それから町道観海浜通線の道路改良工事が500万円の減額であります。それから5項1目住宅管理費433万4千円の減額補正でありますけれども、これは住宅リフォーム事業の確定による減額であります。

それから9款1項2目消防施設費ですけれども、116万9千円の減額ですが、これは小型動力ポンプの積載車の入札差額分でございます。それから3目災害対策費、これも財源変更であります。それから4目の防災無線施設費394万1千円の減額であります。主なものは負担金ですけれども、秋田県総合防災情報システム整備事業負担金の事業確定による減額でございます。

それから一番最後26ページの12款1項1目、町債の元金ですけれども339万2千円の減額であります。それから2目の利子1,124万5千円の減額であります。内訳につきましては町債償還利子が875万5千円、それから一時借入金利子が49万円の減であります。以上であります。よろしくお願ひします。

- 議長(芦崎達美君) これより議案第55号について質疑を行います。質疑ありませんか。10番山本優人君。
- 10番(山本優人君) 説明をお願いしたいんですが、一般財源が増えてですね、地方債等が減額となるというふうなところの説明が欲しいですね。というのは、地方債に該当しなくて一般財源に振り替わるのかどうかということをお聞かせ願ひたい。
- 議長(芦崎達美君) ただいまの10番議員の質問に対し、答弁を求めます。須藤企画財政課長。
- 企画財政課長(須藤徳雄君) ただいまの質問にお答えいたします。総体的にですけれども、適債事業でなかったものもございまして、その場合は一般財源が増えているということになります。また、先ほど副町長が説明したとおり、例えば宝くじ助成については、実際は特定財源なんですけれども予算の書き方、書きぶりでは一般財源となるものもございまして。以上です。
- 議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。6番柴田正高君。

- 6番（柴田正高君） ジオパークが過疎債から一般財源に財源の内訳変更になったその理由、過疎債を適用された方が有利だと思うんですが、どういう理由から一般財源の方に財源の変更になったのかということと、住宅リフォームの緊急支援26年度、県の方の内容が決まったと思うんですが、内容について説明してください。
- 議長（芦崎達美君） ただいまの質問に答弁願います。須藤企画財政課長。
- 企画財政課長（須藤徳雄君） はい。一問目のジオパークの財源の移動についてご説明をいたします。当初は過疎債のソフト分ということで充当を計画していたわけですが、その後市町村振興助成金という、先ほどいいました宝くじの方の助成金がございます、そちらの方がまず100パーセント充当なるということになりました。過疎債も100パーセントですが、交付税で7割しか来ないということからこちらの方がベストであろうという考え方からなったわけがございます。以上です。
- 議長（芦崎達美君） 田村建設課長。
- 建設課長（田村 博君） 二問目のご質問にお答えします。県のリフォームなんです、工事費の10パーセント、上限15万円で決まったようです。その他に秋田杉の家が一律20万円、それから太陽光発電については1キロワット当たり2万円、最大8万円までの助成ということで決まっております。以上です。
- 議長（芦崎達美君） ほかに、6番柴田正高君。
- 6番（柴田正高君） 今ジオパークの方は宝くじの方が100パーセントで有利だというお話でしたが、ジオパークの方も過疎債適用させれば、その金額そのままそっくり別の方に事業、別の事業に振り向けることが出来たんじゃないかなと思ったんですが、その点について今一度説明してください。
- 議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。須藤企画財政課長。
- 企画財政課長（須藤徳雄君） お答えいたします。そのとおりほかの事業等にも充当できるわけがございますが、平成25年度については地域の元気づくり交付金やら様々な財源がまいりましたので、ほかの事業に充てればこの事業の方がと、という結論になったわけです。
- 議長（芦崎達美君） ほかにありませんか。7番皆川鉄也君。
- 7番（皆川鉄也君） はい7番。今柴田議員から住宅リフォームの件で26年度分のお話がありましたけれども、25年度の実績をちょっと教えていただきたいと思います。
- 議長（芦崎達美君） 田村建設課長。

○建設課長(田村 博君) 25年度の実績につきましては、申請件数が125件、対象工事費が2億4,636万4千円、町の補助が2,566万6千円になっております。

○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので討論を終わります。これより議案第55号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって議案第55号は原案のとおり承認されました。

日程第21、議案第56号、専決処分事項の報告について。平成25年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算(第2号)を議題とします。当局の説明を求めます。佐々木管財課長。

○管財課長(佐々木 充君) 議案第56号、専決処分事項の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算(第2号)を別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

平成26年5月1日提出

八峰町長 加藤 和夫

次のページをお願いします。

専決処分第4号

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年3月31日

沢目財産区管理者

八峰町長 加藤 和夫

平成 25 年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第 2 号）

平成 25 年度八峰町の沢目財産区特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条の歳入歳出予算の補正です。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 329 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,059 万 5 千円とするものです。内訳については 5 ページをご覧くださいと思います。で、併せて私の方で管財課資料として 1 枚ものの資料をお渡ししてありますので、それも併せてご覧くださいと思います。

2 の歳入、1 款財産収入、2 項財産売払収入、1 目の物件売払収入 329 万 1 千円の補正です。1 節の立木売払収入 346 万 6 千円ですけれども、これは立木売払収入の確定とそれから部分林造林契約に基づき分収金の収入があったため補正したものです。その内訳については 1 枚ものの資料をご覧くださいと思うんですけれども、区分の A の水沢山 3 番、4 番からオの助川まで、これの立木売払収入として入ってきているお金が 512 万 7,898 円です。それに対して予算額が 352 万 1 千円ということで、160 万 6 千円余りの補正となります。それからカですけれども、部分林分収金、下の方に書いてありますけれども、水沢山 2 番 1 地内の部分林における沼田植林組合との分収林契約ですね、面積約 6.1 ヘクタールなんですけれども、その売却代金のうち分収契約に基づく 2 割分の収入を計上しています。合計で収入が 698 万 7,898 円で予算額が 352 万 1 千円ということで、今回 346 万 6,898 円の補正となっております。それから、2 節の砂利売払収入 17 万 5 千円ですけれども、これは実績がありませんでしたので予算額を落としております。

次のページ 6 ページです。歳出をご覧くださいと思います。1 款沢目財産区管理費、1 項総務管理費、2 目の財産管理費、補正額が 116 万 6 千円です。19 節負担金補助及び交付金として 116 万 6 千円の補正です。それでこれも資料の方でご説明しますと、関係部落への先ほどの歳入にア、イとありましたけれども、それに伴った分収割、入ってきた金額に分収割合で交付するものです。全体で 413 万 8,257 円の交付に対して予算計上額が 280 万 6 千円ということで、今回 133 万 2 千円ほど補正したものです。あとそれから土砂売払収入については先ほど言いました収入がありませんでしたので減額するものです。あと予備費ですけれども、212 万 5 千円の補正ですけれども、これは歳入歳出予算の調整のための補正です。以上説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長(芦崎達美君) これより議案第 56 号について質疑を行います。質疑ありませんか。
10 番山本優人君。

○10 番(山本優人君) 管財課の資料の歳出の部分で分収割合が 50 パーセントのと 95 パーセントのとあるわけですね。これってというのはどういうふうな理由で分収林汲み上げが分かれているのか説明をお願いします。

○議長(芦崎達美君) 答弁を求めます。佐々木管財課長。

○管財課長(佐々木 充君) この 95 パーセント 50 パーセント、これは従来からの協定の中でやってるようです。95 パーセントの山は例えばある集落の持ち山関係、それから 50 パーセントのところは入会権的に発生している、一つの山に何集落も入会権的に入ってきている、そういう感じでこの 95、50 パーセントと分かれているようです。以上です。

○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので討論を終わります。これより議案第 56 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって議案第 56 号は原案のとおり承認されました。

日程第 22、議案第 57 号、専決処分事項の報告について。平成 25 年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算(第 6 号)を議題とします。当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長(田村 博君) 議案第 57 号、専決処分事項の報告についてを説明いたします。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 25 年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算(第 6 号)を別紙のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

平成 26 年 5 月 1 日提出

八峰町長 加藤 和夫

次のページをご覧ください。

専決処分第5号

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年3月31日

八峰町長 加藤 和夫

平成25年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算第6号でございます。

第1条歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額から410万円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億6,427万7千円とするものです。第2条継続費の補正でございます。継続費の変更は第2表継続費補正による。第3条、地方債の補正でございます。地方債の変更は第3表地方債補正による。内容につきましては3ページをご覧ください。

第2表、継続費補正でございます。2款事業費、1項施設改良費、事業名観海地区水道施設更新事業。平成25年度の事業費が確定したので、補正前総額9億5千万円から2,603万3千円を減額して、9億2,396万7千円とするものです。

4ページをご覧ください。第3表地方債補正でございます。簡易水道事業債は1億6,760万円から210万円減額して1億6,550万円に、過疎対策事業債は1億6,740万円から200万円減額して1億6,540万円にするものでございます。

7ページをご覧ください。歳入です。7款1項1目町債410万円の減。1節町債の簡易水道事業債210万円の減、過疎対策事業債200万円の減、計410万円の減でございます。

8ページをご覧ください。歳出です。2款1項1目八森地区施設改良費410万円の減。内容につきましては、15節工事請負費の観海地区浄水場等建築工事236万円の減、観海地区取水施設築造工事174万円の減、計410万円の減でございます。これは平成25年度の事業費確定による減額でございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長(芦崎達美君) これより議案第57号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので討論を終わります。これより議案第 57 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって議案第 57 号は原案のとおり承認されました。休憩いたします。

午前 11時57分 休 憩

.....
午前 11時57分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第 23、議案第 58 号、物品の取得についてを議題とします。当局の説明を求めます。日沼幼児保育課長。

○幼児保育課長（日沼正明君） 議案第 58 号、物品の取得についてをご説明いたします。

八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、下記の通り物品を取得するため議会の議決を求めようとするものであります。物品名は幼児専用バス 2 台、取得金額は 1,200 万 9,600 円、契約の相手方、秋田県能代市字臥竜山 17 番地 5、エース自動車販売株式会社代表取締役畠山信悦。支出科目は平成 26 年度八峰町一般会計 3 款民生費 2 項児童福祉費 2 目子ども園費であります。

平成 26 年 5 月 1 日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

提案の理由は、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、予定価格が 700 万円以上の動産の取得にかかる契約であり、議会の議決を要するためでございます。

幼児専用バスにつきましては、幼児 39 人、大人運転手を含め 3 人乗りとし、八森地区統合子ども園の開園に当たっての園児の送迎用を目的として 2 台購入するものであります。納期は平成 26 年 9 月 16 日までといたしました。以上よろしく願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第 58 号について質疑を行います。質疑ありませんか。6 番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 何というメーカーの何という車種なのか教えていただけますか。
このエース自動車っていうのはディーラーさんじゃないでしょうか。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。日沼幼児保育課長。

○幼児保育課長（日沼正明君） バスの車種というかメーカーですけれども、三菱ふそうでございます。なお、三菱ふそうは幼児バスでございますしてショートボディー型でございます。全長が約6メートルから7メートルの間位の中型のマイクロバスとなっております。以上です。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美） 質疑がないようですので質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美） 討論がないようですので討論を終わります。これより議案第58号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美） 異議なしと認めます。したがって議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第59号、工事請負契約の締結についてを議題とします。当局の説明を求めます。日沼幼児保育課長。

○幼児保育課長（日沼正明君） 議案第59号工事請負契約の締結についてをご説明いたします。

平成26年4月24日指名競争入札に付した、八森地区統合子ども園外構工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

契約の目的は、八森地区統合子ども園外構工事、契約金額は8,748万円、契約の相手方、秋田県山本郡八峰町八森字和田表121番地、大森建設株式会社八森本店、本店長大森弘、支出科目は平成26年度八峰町一般会計、3款民生費2項児童福祉費2項子ども園費であります。

平成26年5月1日提出

提案の理由は、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するためでございます。

お手元に一枚のA3版の図面をお届けいたしてございますが、工事内容は側溝の付設、門扉、フェンス、植栽、舗装などの駐車場及び園庭グラウンドの整備とブランコ、ジャングルジム、コンビネーション器具といった遊具の設置でございます。工事の工期は平成26年8月20日までといたしました。以上よろしくお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第59号について質疑を行います。質疑ありませんか。
6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） この工事の中には遊具費は入ってないんですか。遊具費。ブランコだとか、今設置費とはいいましたけども、設置する費用は含まれてるけれども遊具費用そのものは含まれていないのですか。そここのところ確認しておきたいと思います。

○議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。日沼幼児保育課長。

○幼児保育課長（日沼正明君） すいません。説明不足でした。遊具費も含まれた一式でございます。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので討論を終わります。これより議案第59号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第60号、八峰町監査委員の選任についてを議題とします。当局の説明を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 議案第60号、八峰町監査委員の選任についてを説明いたします。

八峰町監査委員として次の者を選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

住 所 八峰町八森字浜田 115 番地

氏 名 日沼照美（昭和 17 年 11 月 29 日生）

提案理由でございますけれども、八峰町監査委員の日沼照美氏が平成 26 年 5 月 15 日で任期満了となることから、引き続き八峰町監査委員に選任いたしたく、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものであります。よろしくお願ひします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第 60 号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので討論を終わります。これより議案第 60 号を採決します。お諮りします。採決の方法については会議規則 86 条の規定により簡易評決にしたいと思いますがご異議ありませんか。9 番菊地薫君。

○9 番（菊地 薫君） 人事案件ですので投票でお願いします。

○議長（芦崎達美君） ただいま 9 番議員から投票により決すべきとの異議が出されたので、この採決は無記名投票で行います。議場の出入り口を閉めます。
ただいまの出席議員数は 12 名です。次に立会人を指名します。

10 番山本優人君、11 番門脇直樹君、1 番鈴木一彦君を指名します。

投票用紙を配ります。念のために申しあげます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願ひします。投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。1 番議員から順番に投票願ひします。投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。先程立会人に指名した 3 名の方は開票の立合いをお願いします。

投票の結果を報告します。投票総数 11。有効投票 11。無効投票 0。

有効投票のうち賛成 10、反対 1、以上のおり賛成が多数であります。したがって議案第 60 号は原案のおり同意することに決定しました。

日程第 26、議案第 61 号、八峰町監査委員の選任についてを議題とします。当局の説明を求めます。

○ 6 番（柴田正高君） はい、議長。

○ 議長（芦崎達美君） 6 番柴田正高君。

○ 6 番（柴田正高君） 関係者でございますので退席いたします。

○ 議長（芦崎達美君） はい、許可します。

（6 番 退席）

○ 議長（芦崎達美君） それでは当局の説明を求めます。加藤町長。

○ 町長（加藤和夫君） それでは、議案第 61 号、八峰町監査委員の選任についてをご説明いたします。

八峰町監査委員として次の者を選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

住 所 八峰町峰浜目名淵字目名淵 81 番地

氏 名 柴田正高（昭和 24 年 11 月 7 日生）

提案理由でございますけれども、任期満了となっている議員のうちから選任する八峰町監査委員に、柴田正高氏を選任いたしたく、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものであります。よろしくお願ひします。

○ 議長（芦崎達美君） これより議案第 61 号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（芦崎達美君） 討論がないようですので討論を終わります。これより議案第 61 号を採決します。お諮りします。採決の方法については会議規則第 86 条の規定により簡易評決にしたいと思いますがご異議ありませんか。7 番皆川鉄也君。

○ 7 番（皆川鉄也君） 人事案件でございますから同じく投票でお願いしたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ただいま7番議員から投票により決すべきとの異議が出されまして、この採決は無記名投票で行います。議場の出入り口を閉めます。休憩いたします。

午後 0時14分 休 憩

.....

午後 0時15分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。6番議員の入場を許します。

（6番柴田正高君 着席）

○議長（芦崎達美君） 議場の出入り口を閉めます。

ただいまの出席議員数は12人です。次に立会人を指名します。

会議規則第32条2項の規定によって、2番笠原吉範君、3番水木壽保君、4番須藤正人君を指名します。

投票用紙を配ります。念のために申しあげます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。先程立会人に指名した3名の方は開票の立合いをお願いします。

投票の結果を報告します。投票総数11票。有効投票10票。無効投票1票。

賛成9票、反対1票、白票1票。以上のおり賛成が多数であります。したがって議案第61号は原案のおり同意することに決定しました。

日程第27、議案第62号、八峰町教育委員会委員の任命についてを議題とします。当局の説明を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 議案第62号、八峰町教育委員会委員の任命についてを説明いたします。

八峰町教育委員会委員として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

住 所 八峰町八森字中浜 5 4 番地 1

氏 名 千葉良一（昭和 18 年 10 月 2 日生）

提案理由でございますけれども、八峰町教育委員会委員の千葉良一氏が平成 26 年 5 月 16 日で任期満了となることから、引き続き八峰町教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めらるるものであります。よろしく申し上げます。

○教育長（千葉良一君） はい、議長。

○議長（芦崎達美君） はい、教育長。

○6 番（柴田正高君） 当事者でございますので退席させていただきます。

○議長（芦崎達美君） 許可いたします。

（千葉教育長 退席）

○議長（芦崎達美君） これより議案第 62 号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので討論を終わります。これより議案第 62 号を採決します。この採決は無記名投票で行いたいと思いますがご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって本議案は無記名投票で行うことに決定しました。議場の出入口を閉めます。

ただいまの出席議員数は 12 人です。次に立会人を指名します。

会議規則第 32 条 2 項の規定によって、5 番腰山良悦君、6 番柴田正高君、7 番皆川鉄也君を指名します。

投票用紙を配ります。念のために申しあげます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。1 番議員から順番に投票願います。投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。先程立会人に指名した3名の方は開票の立合いをお願いします。

投票の結果を報告します。投票総数11票。有効投票11票。無効投票0。

賛成11票、反対0。以上のとおり賛成が多数であります。したがって議案第62号は原案のとおり同意することに決定しました。議場を解きます。

(教育長 着席)

○議長(芦崎達美君) 日程第28、議案第63号、八峰町教育委員会委員の任命についてを議題とします。当局の説明を求めます。加藤町長。

○町長(加藤和夫君) 議案第63号、八峰町教育委員会委員の任命についてを説明いたします。

八峰町教育委員会委員として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

住 所 八峰町峰浜水沢字水沢133番地

氏 名 阿部昌子(昭和37年7月5日生)

提案理由でございますけれども、八峰町教育委員会委員の皆川昭夫氏が平成26年5月16日で任期満了となることから、新たに阿部昌子氏を八峰町教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

阿部昌子さんは二児の母として水沢小学校や峰浜中学校PTA役員を経験され、現在も能代高校PTA役員を務めるなど、子育てや教育に熱心な方であります。また、バレーボールが得意なスポーツウーマンで、能代山本や秋田県ママさんバレーボール連盟の役員としても活躍されているほか、八峰町スポーツ推進委員として町のスポーツ振興にも寄与されております。今後、小中学校の学力や体力の向上、学校統合などにもご提言いただけるものと期待できる方でありますので、選任に同意していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(芦崎達美君) これより議案第63号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので討論を終わります。これより議案第 63 号を採決します。この採決は無記名投票で行いたいと思いますがご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって本議案は無記名投票で行うことに決定しました。議場の出入口を閉めます。

ただいまの出席議員数は 12 人です。次に立会人を指名します。

会議規則第 32 条 2 項の規定によって、8 番嶋津宣美君、9 番菊地薫君、10 番山本優人君を指名します。

投票用紙を配ります。念のために申しあげます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。1 番議員から順番に投票願います。投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。先程立会人に指名した 3 名の方は開票の立合いをお願いします。

投票の結果を報告します。投票総数 11 票。有効投票 11 票。無効投票 0 票。賛成 11 票。以上のおおり賛成が多数であります。したがって議案第 63 号は原案のおおり同意することに決定しました。議場の閉鎖を解きます。

これで本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。平成 26 年第 2 回八峰町議会臨時会を閉会します。長時間にわたってご協力ありがとうございました。

午後 1 2 時 3 3 分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会 臨時議長 腰 山 良 悦

八峰町議会 議 長 芦 崎 達 美

同 署名議員 4 番 須 藤 正 人

同 署名議員 5 番 腰 山 良 悦

同 署名議員 6 番 柴 田 正 高